

青少年健全育成活動補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 公益財団法人大垣市青少年育成財団（以下「当財団」という。）は、青少年の健全な育成を図るため、青少年団体及び青少年育成団体（以下「団体等」という。）が行う、青少年育成活動に対し、予算の範囲内において、活動補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

2 大垣市明るい青少年都市市民会議等の活動に対する補助金は、別に定める交付要綱によるものとする。

(補助の対象団体)

第 2 条 補助の対象団体は、市内に居住又は市内で活動する団体等で、次の各号に適合するものとする。

- (1) 一定の活動実績があること
- (2) 一定の規約を有し、代表者が明らかであること
- (3) 会計処理が明確であること

(補助金の種類等)

第 3 条 補助金の種類及びその定義は、別表のとおりとする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年健全育成を推進する事業
- (2) 青少年団体の育成事業
- (3) 青少年育成指導者等の研修事業
- (4) 青少年対象の国際交流事業
- (5) その他理事長が必要と認める事業

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とする場合
- (2) 特定の政治又は宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする場合

- (3) 企業、職能団体等の団体内の活動である場合
- (4) クラブ活動、少年団活動、学校活動及びこれに類するもの

(補助対象経費)

第 5 条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第 2 条第 1 項各号に掲げる事業を実施するために必要な経費とする。

2 前項にかかわらず、次の経費は補助対象としない。

- (1) 食糧費
- (2) 備品購入費
- (3) 構成員の人件費
- (4) その他理事長が必要と認めない費用

(補助金の額)

第 6 条 この要綱に基づき交付することができる補助金の額は、補助対象経費の合計額の 3 分の 1 以内の額とし、青少年団体等育成補助金（以下「育成補助金」という。）及び青少年団体等事業補助金（以下「事業補助金」という。）の額が 5 万円を超える場合は、5 万円を限度とする。ただし、青少年団体等運営補助金（以下「運営補助金」という）の額についてはこの限りではない。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる各号の内、該当の様式により補助金交付申請書を提出しなければならない。

- (1) 育成補助金は、第 1 号様式により行う。
- (2) 事業補助金は、第 2 号様式により行う。
- (3) 運営補助金は、第 3 号様式により行う。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体等の概要、規約及び構成員名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

3 補助金の交付申請は、同一の団体等に対し、当該年度内において 1 回を限度とする。

(交付決定等)

第 8 条 補助金交付事業の決定にあたって、その補助金交付の公平性を図るため、理事会においてその内容を審査し、補助金の可否を決定して、その旨を補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により、申請者に通知する。

2 補助金の交付が採択されなかった申請については、補助金不採択通知書（第 4-2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助交付決定通知書を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助の対象となった事業活動の完了の日から 1 か月以内かつ補助年度終了後 2 週間以内に、次に掲げる各号の内、該当の様式により補助金完了報告書を提出しなければならない。

(1) 育成補助金は、第 5 号様式により行う。

(2) 事業補助金は、第 6 号様式により行う。

(3) 運営補助金は、第 7 号様式により行う。

2 前項の補助金完了報告書には、次に掲げる各号の書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他事業の成果のわかる書類

(指導監督)

第 10 条 当財団が補助金の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は補助金の対象となる事業の状況を直接調査することができる。

(概算払)

第 11 条 補助対象事業の実施上、必要と認めるときは、補助金の一部または全部を概算払いすることができる。

(補助金振込先通知書)

第 12 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金振込先通知書（第 8 号様式）を理事長に提出するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 13 条 補助事業者は、当該補助の対象となった事業を中止又は廃止する場合において、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（第 9 号様式）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 この場合において、補助金の概算払いを受けている補助事業者は、概算払いを受けている全部もしくは、一部を返還しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第 14 条 理事長は、補助事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の取消し、または既に交付した補助金の全部もしくは、一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金の交付決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、または補助金交付を受けたとき
- (4) 補助対象経費の予算額を決算額が大きく下回るとき
- (5) 収支決算にて繰越金の額が補助金の額を大きく上回るとき

（関係書類の保管等）

第 15 条 補助事業者は、補助事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業の終了した日の属する年度の翌年から 5 年間これを保管しなければならない。

（改廃）

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（平成 24 年 2 月 27 日理事会議決）

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。（平成 28 年 5 月 16 日理事会議決）

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 14 日から施行する。（令和 6 年 2 月 14 日理事会議決）

決)

別表（第3条関係）

補助金の種類	定義
1. 青少年団体等育成補助金	青少年健全育成を目的として10年以内に設立された団体等に対して、その団体の育成を目的とした団体運営に対する補助金
2. 青少年団体等事業補助金	青少年団体等が行う青少年健全育成事業に対する補助金
3. 青少年団体等運営補助金	青少年健全育成を目的とし、年間を通して高い公益性が認められ、特に当財団が必要と認める団体の運営に対する補助金

育成補助：第1号様式（第7条関係）

年 月 日

公益財団法人大垣市青少年育成財団 理事長 様

住 所

団体名

代表者氏名

青少年団体等育成補助金交付申請書

青少年団体等育成補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 交付申請額

2. 補助事業の名称

3. 団体の目的

4. 補助団体の概要、事業計画書及び収支予算書

別紙のとおり

事業補助：第2号様式（第7条関係）

年 月 日

公益財団法人大垣市青少年育成財団 理事長 様

住 所

団体名

代表者氏名

青少年団体等事業補助金交付申請書

青少年団体等事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 交付申請額

2. 補助事業の名称

3. 補助事業の目的

4. 補助団体の概要、事業計画書及び収支予算書

別紙のとおり

運営補助：第3号様式（第7条関係）

年 月 日

公益財団法人大垣市青少年育成財団 理事長 様

住 所

団体名

代表者氏名

青少年団体等運営補助金交付申請書

青少年団体等運営補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 交付申請額

2. 補助事業の名称

3. 団体の目的

4. 補助団体の概要、事業計画書及び収支予算書

別紙のとおり

第4号様式（第8条関係）

青財第 号の
年 月 日

様

公益財団法人大垣市青少年育成財団
理事長

補助金交付決定通知書

さきに申請のありました補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

1. 交付決定額

2. 補助対象事業

第 4-2 号様式（第 8 条関係）

青財第 号の
年 月 日

様

公益財団法人大垣市青少年育成財団
理事長

補助金不採択通知書

さきに提出のありました補助金交付申請書にかかる次の事業につきましては、不採択となりましたのでご通知いたします。

1. 事業名

育成補助：第5号様式（第9条関係）

年 月 日

公益財団法人大垣市青少年育成財団 理事長 様

住 所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

青少年団体等育成補助金完了報告書

さきに補助金を交付申請いたしました事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

1. 補助事業の名称

2. 交付決定を受けた額

3. 補助事業の成果、事業報告書及び収支決算書 別紙のとおり

年 月 日

上記の報告事項について審査しました。

公益財団法人大垣市青少年育成財団事務局

審査担当者 氏 名

Ⓜ

1. 交付金額 円

事業補助：第6号様式（第9条関係）

年 月 日

公益財団法人大垣市青少年育成財団 理事長 様

住 所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

青少年団体等事業補助金完了報告書

さきに補助金を交付申請いたしました事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

1. 補助事業の名称

2. 交付決定を受けた額

3. 補助事業の成果、事業報告書及び収支決算書 別紙のとおり

年 月 日

上記の報告事項について審査しました。

公益財団法人大垣市青少年育成財団事務局

審査担当者 氏 名

Ⓜ

1. 交付金額

円

運営補助：第7号様式（第9条関係）

年 月 日

公益財団法人大垣市青少年育成財団 理事長 様

住 所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

青少年団体等運営補助金完了報告書

さきに補助金を交付申請いたしました事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

1. 補助事業の名称

2. 交付決定を受けた額

3. 補助事業の成果、事業報告書及び収支決算書 別紙のとおり

年 月 日

上記の報告事項について審査しました。

公益財団法人大垣市青少年育成財団事務局

審査担当者 氏 名

Ⓜ

1. 交付金額 円

第 8 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

公益財団法人大垣市青少年育成財団 理事長 様

住 所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

補助金振込先通知書

年 月 日に交付決定のあった補助金の振り込みにつきましては、次の振込先をお願いいたします。

振込先

金融機関名	銀行 支店		
種 別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	()		
口座名義人 の住所及び 電話番号	(〒 -) 電話番号 () -		

第 9 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

公益財団法人大垣市青少年育成財団 理事長 様

住 所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで補助金の決定通知のありました事業について、次のとおり中止したいので、承認を申請いたします。

1. 補助事業の名称

2. 中止（廃止）の理由